

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (特別徴収記載例)

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

宛先 甲斐市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒400-0115 甲斐市篠原2610番地										特別徴収義務者指定番号	事業所指定番号(8桁)		※市町村ごとに異なります					
1年9月1日提出			フリガナ	カブシキガイシャ カイサンギョウ										宛名番号	1							
			氏名又は名称	株式会社 甲斐産業										連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	人事課 人事労務係						
			代表者の職氏名印	代表取締役 甲斐太郎 (代印)											氏名	甲斐 花子						
			個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	電話	055-276-2111 (内線 123)
給与所得者			受給者番号(整理番号)	フリガナ	カイ イチロウ										特別徴収税額(年税額)	(ア) 徴収済額	(イ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死	異動後の未徴収税額の徴収	退職手当等の支払予定額(支払予定額)	
			氏名	甲斐一郎 (旧姓)										円	6月から	9月から	1・8・31	円		円	円	
			生年月日	昭和・平成 50年1月1日										140,000	8月まで	5月まで						
			個人番号	特別徴収継続の場合は記載しない																		
			1月1日現在の住所	甲斐市島上条2254-1																		
			給与の支払を受なくなった後																			

8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。

◎給与の支払を受なくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

<p>転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。</p>	徴収予定			相続人の氏名等	※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。		
	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記ウ)と同額)		氏名	相続	1 (普B) 他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者
		円	円		住所		2 (普C) 毎月の給与が少なく、税額が引けない
異動者印	異動が1月1日～4月30日の場合は一括徴収が義務付けられています			電話		新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	事業所指定番号(8桁)	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	庶務課 経理係	新しい勤務先で、月割額 11,600 円を	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒400-0105 甲斐市下今井171		氏名	甲斐 花子	9月分から徴収し、納入します。	
フリガナ	カブシキガイシャ カイケンセツ		電話	0551-28-2211 (内線 456)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
氏名又は名称	株式会社 甲斐建設				納入書 (要) ・ 不要	
代表者の職氏名印	代表取締役 甲斐次郎 (代印)					

【提出先】〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 甲斐市役所 市民部 税務課 市民税係

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先へ送付願います。
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、1月1日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
1月1日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。